平成２５年（フ）第２１９８号
札幌市豊平区西岡２条４丁目６番19号
債務者　木元　伸昭
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２０５号
札幌市白石区北郷１条８丁目11番９号　第１大洋マンション１号
債務者　伊藤　美紀
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２０６号
札幌市白石区北郷９条３丁目12番５号　メゾンド北郷Ⅲ―102号
債務者　村田　幸江
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２０９号
札幌市東区北18条東４丁目４番５―102号
債務者　工藤　真弓
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２１１号
札幌市手稲区前田６条14丁目９番54号
債務者　吉田　恵子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２１９号
札幌市白石区菊水７条２丁目２番34―302号
債務者　莖津　宏章
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２７６号
札幌市中央区南６条西９丁目1018番地８　南６条ダイヤハイツ211号
債務者　櫻井ゆきみ（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４３号
札幌市西区西野９条５丁目１番19号　シュプレーム西野203号
債務者　大場　　享
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
山形県酒田市新橋５丁目１番地の12
債務者　石垣　恭子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第２１６号
群馬県前橋市房丸町132番地
債務者　酒井　　弘
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２８２号
群馬県伊勢崎市境221番地４
債務者　伊能　通子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１６号
群馬県前橋市朝倉町４丁目14番地２、申立時の住所群馬県前橋市天川町36番地７　木村方
債務者　友納　光昭
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５４号
埼玉県本庄市小島３丁目３番25号
債務者　冨田　朝子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６４号
群馬県伊勢崎市富塚町233番地１　さくらハイツD
債務者　千葉　亮太
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４５号
群馬県安中市大竹1361番地４
債務者　柳澤　栄寿
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２４９号
群馬県高崎市城山町１丁目３番地１　県住A棟1903号
債務者　大島みつえ
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１０２号
千葉県市原市若宮１丁目23番地１　朝日協会
債務者　葛西　久男
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４００号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目14番33号　メゾンド大星202号
債務者　田中　厚子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部